

<別紙>

鹿児島県登録の介護支援専門員の皆さまへ

介護支援専門員の資格の特例措置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況及び介護支援専門員法定研修の実施状況を鑑み、介護支援専門員の資格を喪失しない取扱いとしています。

○ **対象者**
鹿児島県登録の介護支援専門員で、有効期間満了日が
令和2年(平成32年)4月1日～令和4年(平成34年)3月31日の方。

○ **有効期間の取扱い**
本来の有効期間満了日の翌日から2年間は資格を喪失しない。

※ 介護支援専門員証を提示する際は、本紙を併せて提示してください。

令和2年7月28日
鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室

介護支援専門員証

写真

登録番号 46000000
氏名 鹿児島 一郎
生年月日 昭和〇〇年〇月〇日
交付年月日 平成〇〇年〇月〇日
①有効期間満了日 平成〇〇年〇月〇日

上記の者は介護支援専門員であることを証明する。

②鹿児島県知事 ○○ ○○

<介護支援専門員証での確認①>
有効期間満了日が
**令和2年(平成32年)4月1日～
令和4年(平成34年)3月31日の方**
が、本特例措置の対象です。

<介護支援専門員証での確認②>
鹿児島県以外の登録の方の取扱いについては、登録地の都道府県にお問い合わせください。